



プレスリリース

R 6.10. 8

建築住宅課

〔 建築住宅課 (内線 2757) 〕

担当 宇都宮

令和6年度 違反建築防止週間に実施する 「公開建築パトロール」について

例年実施している「公開建築パトロール」について、今年度は、下記のとおり実施いたしますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 10月21日(月) 午前10時～午後2時30分
- 2 実施主体 愛媛県(松山市、今治市、新居浜市及び西条市は各市が実施、宇和島市は県と共同で実施)
- 3 概 要 別添資料のとおり
- 4 実施結果 資料提供 10月21日(月) 午後4時30分(予定)



《松山市の出発の様子(令和5年10月19日)》

連絡先:

土木部 道路都市局 建築住宅課

建築指導係 宇都宮、長賀部

TEL 089-912-2757

令和 6 年度 違反建築防止週間実施要綱

1. 目 的

本週間は、一般県民が建築基準法の目的や内容について理解と認識を深め、違反建築物の防止を図ると共に、建築基準法の規定により必要とされる諸手続の徹底等を図るための取組みを実施することにより、もって、県内の建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

2. 期 間

令和 6 年 10 月 15 日（火）から令和 6 年 10 月 21 日（月）まで

3. 実施主体

愛媛県

4. 重点事項

- (1) 未是正違反建築物の是正指導の強化（定期報告未提出等のものを含む。）
- (2) 違法設置昇降機の是正指導の強化
- (3) ブロック塀の安全確保対策等の強化

5. 公開建築パトロールの実施

- (1) 建築活動の旺盛な地域について行うものとする。
- (2) 県は、関係市町、消防機関及び建築関係団体に協力を依頼するとともに、報道機関等を通じて広報活動を行うものとする。
- (3) 実施については、別添「公開建築パトロール実施要領」により行うものとする。

令和 6 年度 公開建築パトロール実施要領（概要）

1. 日 時

令和 6 年 10 月 21 日（月） 10 : 00 から 14 : 30 まで

2. 実施対象区域

別紙（配布資料 3）のとおり

3. 留意事項

共同住宅、分譲住宅及び戸建住宅等の建築工事現場の点検に重点をおき、建築基準法違反の疑いがある建築物について、所要の措置を講ずるものとする。

4. 報道機関への資料提供

令和 6 年 10 月 21 日（月） 16 : 30（予定）

5. 調査報告

パトロール車による巡回調査

6. 調査班の編成

(1) 各地方局建築監視員及び建築係員の複数による調査班を編成し、実施する。

(2) 市町関係職員、消防職員及び建築関係団体の協力を依頼し、実施する。

令和6年度公開建築パトロール実施計画表

1. 実施年月日

令和6年10月21日(月) 10:00から14:30まで

2. 実施対象地域

(1) 愛媛県

地方局	対象市町村	対象区域
東予地方局建設部建築指導課 0897-56-1300	四国中央市	管内各市
中予地方局建設部建築指導課 089-941-1111	久万高原町	〃
南予地方局建設部建築指導課 0895-22-5211	宇和島市、八幡浜市	〃

(2) 県内特定行政庁(松山市、今治市、新居浜市及び西条市は独自に実施し、宇和島市は限定特定行政庁のため県と共同で実施)

特定行政庁	対象地域	対象区域
松山市建築指導課 089-948-6509	松山市	都市計画区域内
今治市建築住宅課 0898-36-1566	今治市	〃
新居浜市建築指導課 0897-65-1273	新居浜市	〃
西条市建築審査課 0897-52-1554	西条市	〃
宇和島市建築住宅課 0895-49-7028	宇和島市	〃